

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 5928 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月 3日 火曜日 |
|----------------|---|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇩ 小規模宅地等の特例の改正に係る経過措置

Q：小規模宅地等の特例の特定居住用宅地等の要件が改正されたそうですが、経過措置も設けられているとか。どのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

平成30年度の税制改正では、小規模宅地等の特例における持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の要件が見直され、被相続人の親族について次の要件が追加されました。

- ①相続開始前3年以内にその親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋に居住したことがないこと
- ②相続開始時においてその親族が居住している家屋を過去に所有していたことがないこと

この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る相続税に適用されますが、平成30年3月31日において改正前の特定居住用宅地等の要件を満たしていた宅地等を平成32年3月31日までに相続等により取得する場合には、この改正後の要件を満たすものとする経過措置が設けられています。したがって、この場合には①相続開始前3年以内に、②被相続人の親族(特例の適用を受けようとする親族)又はその親族の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと、③被相続人に配偶者がいないことを満たしていれば適用が認められることとなります。

